

5福祉障地第317号
令和5年10月10日

都内障害福祉サービス施設・事業所設置者 御担当者様

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課長 東條 左絵子

令和5年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業の
交付申請書の提出について（第2回）（通知）

日頃より、東京都の障害者施策の推進に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。
障害福祉サービス事業所等デジタル技術等活用支援事業につきまして、補助金を申請される場合、下記により交付申請書を御提出ください。

記

1 補助概要

別紙「令和5年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業」補助概要のとおり。
下記ホームページに、事業概要、作成の手引き及び要綱等を掲載しております。

URL <https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=105-005>

2 提出書類

提出書類一覧及び提出様式等の関係書類は、以下の「東京都障害者サービス情報」のホームページに、掲載しております。（Excel ファイル「07_交付申請様式【事業所ごとに作成】」内に「提出書類一覧」がございますので、必ずご確認ください。）

URL <https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=105-005>

3 留意事項

- 複数の業者からの見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定してください。
- 事業者は、導入機器の内容や、導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、事業者自身のホームページ等での公表が必要となります。※効果指標様式は別途通知します
- 他のデジタル補助金事業を申請している場合、同一機器に対する重複申請は認められません。

4 提出方法

交付申請書を以下の方法により、**郵送**で提出して下さい。

※6月に実施した交付申請と提出形態が異なりますので、ご注意ください。

※来庁されての持込や、FAX・メールによる提出は、受け付けておりません。

※受理の連絡はいたしませんので、必要に応じて配達記録等を利用してください。

【郵送先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎31階

東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当

※ 封筒に「デジタル補助事業担当行」と記載して下さい。

5 スケジュール

- (1) 交付申請書の提出期限：**令和5年11月10日(金曜日)【消印有効】**

※提出書類が期日までに揃っていない場合、審査を行うことができませんのでご注意ください。

※期限を過ぎてからの受付はいたしません。

- (2) 「交付決定通知書」を東京都から発送（令和5年12月～1月頃予定）

- (3) 実績報告書の提出（遅くとも令和6年4月10日(水曜日)まで）

書類審査ののち、「確定通知書」を東京都から発送（令和6年5月予定）

- (4) 成果公表義務の追加（概ね導入2か月後）

※ 成果公表の報告様式については、厚生労働省から示され次第、改めて御連絡いたします。

- (5) 東京都からの補助金支払（令和6年5月末予定）

※ 実績報告書の提出期限や補助金支給時期は、書類の審査状況によって前後する可能性があります。御了承ください。

※ 実績報告書の提出については、改めて御連絡いたします。

6 問合せ先

御不明点等がございましたら、以下の問合せフォームから質問を承ります。電話では原則受け付けておりませんので予め御了承ください。なお、**問合せフォームでの問合せ受付は、令和5年11月9日(木曜日)正午まで**といたします。

【令和5年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業 問合せフォーム】

URL <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1685415300293>

- ※1 本フォームに御提出いただいた質問事項については、御担当者様宛、原則として電話により回答させていただきます。
- ※2 お問い合わせいただいた順に回答させていただきます。御了承ください。
- ※3 補助対象事業者以外の者（ベンダー等）からの御質問には、お答えできません。
- ※4 お問い合わせ前に、ホームページ掲載中の申請の手引き等を必ず御確認ください。

(参考)

以下のサービスを提供する施設・事業所が対象です。提供するサービスにより申請可能な事業が異なりますので御確認ください。

サービス			障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業	デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業
訪問系	居宅介護	重度訪問介護	×	○
	同行援護	行動援護	×	○
	重度障害者等包括支援		×	○
日中活動系	療養介護	生活介護	×	○
	短期入所		×	○
施設系	施設入所支援		○	×
居住支援系	共同生活援助		○	×
	自立生活援助		×	○
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	×	○
	就労継続支援A型	就労継続支援B型	×	○
	就労移行支援	就労定着支援	×	○
障害児通所系	児童発達支援	医療型児童発達支援	×	○
	放課後等デイサービス		×	○
障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	×	○
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	○	×
相談系	計画相談支援	障害児相談支援	×	○
	地域移行支援	地域定着支援	×	○